

岸和田市貝塚市清掃施設組合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

令和元年 9 月 27 日

規則第 6 号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令第 318 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第 1 項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則に定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同表の右欄に掲げる職員についてその特定事業主行動計画を策定するものとする。

岸和田市貝塚市清掃施設組合管理者	岸和田市貝塚市清掃施設組合管理者が任命する職員
------------------	-------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 5 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。